

「鶴見区寄り添い型学習支援事業運営業務委託」契約結果

鶴見区寄り添い型学習支援事業運営業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

鶴見区寄り添い型学習支援事業運営業務委託

2 委託内容

この事業は、鶴見区寄り添い型学習等支援事業実施要綱(令和2年10月2日改正)に基づき、生活保護世帯、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生や高校生世代の者に対して、学習支援や将来の進路の幅を広げる支援等を実施します。

3 契約の相手方

株式会社トライグループ

4 契約金額

17,600,000円

5 契約日

令和3年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数 (1,350点満点)	順位
株式会社 トライグループ	1,084点	1
A社	1,060点	2
B社	1,031点	3
C社	964点	4

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時 及び開催場所	第1回 令和3年1月14日 午後3時～午後3時50分 鶴見区役所3階 センター会議室 第2回 令和3年1月22日 午後1時～午後4時30分 鶴見区役所1階 予防接種室
主な発言内容	第1回 事業内容、評価基準及び評価の着眼点について 第2回 提案者による提案内容説明及び質疑応答について (質問内容) ・コーディネーターやアシスタントの人材確保 ・生徒の特性把握やアシスタントとのマッチングの方法 ・アシスタント等に対する研修の実施 ・保護者や生徒との連絡の取り方 ・中学生や高校生に対する具体的な支援方法、参加者を増やすための工夫 ・他区で同事業を実施している場合、区の特性に応じた事業実施方法
評価委員の出席状況	第1回 6名/6名 出席 第2回 6名/6名 出席
評価基準	別紙のとおり
事務局	鶴見区福祉保健センター生活支援課

鶴見区寄り添い型学習支援事業 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 提案書の様式5から様式10について、ヒアリングの結果も踏まえて評価します。
- (2) 評価は、「提案書評価表」の各項目の「評価基準」について5段階で判定し、「評価」欄にそれぞれの配点を記入します。

判定	配点
特に優れている	5
優れている	4
標準	3
十分ではない	2
不十分である	0

- (3) 各細目の評価点は、評価×重要度で算出します。
- (4) 評価委員の評価点の合計を集計し、この集計結果により受託候補者を特定します。

ただし、提案書評価表における項目1から6において、全評価委員の総計がそれぞれの項目の配点の60%を基準点（少数第1位切り捨て）とし、1項目でも基準点を下回った場合には、失格とします。

項目	配点 (A)	満点 (B) (B = A × 6人)	基準点 (C) ※ (C = B × 0.6)
1 法人の概要・事業実績	20	120	72
2 事業実施方針	20	120	72
3 事業実施内容と実施手法	70	420	252
4 事業実施体制	60	360	216
5 管理運営体制	50	300	180
6 収支予算	5	30	18
合計	225	1,350	810

※基準点は、委員の欠席により変わります。

鶴見区寄り添い型学習支援事業 提案書評価表

●評価基準

- 5点：特に優れている（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容が特に優れている）
- 4点：優れている（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容が優れている）
- 3点：標準（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容は標準である）
- 2点：十分ではない（基準に沿った具体的な提案がある程度あるが、その提案内容が十分ではない）
- 0点：不十分である（基準に沿った具体的な提案が十分でなく、その提案内容も不十分である）

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	評価基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 法人の概要・事業実績が優れているか					20	
1 法人の概要・事業実績	(1) 法人の概要	法人の概要や経営理念が当該事業に適しているか	5・4・3・2・0	× 2	10	様式 5
	(2) 法人の事業実績	児童福祉や青少年自立支援・健全育成関係事業の活動実績から十分に信頼できると認められるか	5・4・3・2・0	× 2	10	
2 事業実施方針が適切であるか					20	
2 事業実施方針	(1) 現状や課題の認識、活動実績	ア 子どもの貧困対策の現状や課題を十分に理解しているか	5・4・3・2・0	× 1	5	様式 6-1
		イ 生活保護世帯等の子どもへの学習支援や相談支援に関する理念や考え方が十分であると認められるか	5・4・3・2・0	× 1	5	
	(2) 事業実施方針	ア 事業の実施方針の考え方が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	× 1	5	様式 6-2
		イ 事業の実施方針を踏まえた事業運営の考え方が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	× 1	5	
3 事業実施内容及び実施手法が妥当であり、実効性があるか					70	
3 事業実施内容及び実施手法	(1) 中学生に対する取組	ア 個々の対象者の学力の把握方法が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	× 2	10	様式 7-1
		イ 個々の対象者の学力に沿った教材が準備されているか	5・4・3・2・0	× 2	10	
		ウ 個々の対象者に応じた支援の実施や達成状況の確認方法が、具体的かつ適切であるか	5・4・3・2・0	× 2	10	
	(2) 高校生及高校生世代(15歳～18歳)に対する取組	ア 高校生への高校中退防止のための学習の仕方に関する支援方法が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	× 2	10	様式 7-2
		イ 高校中退者も含む対象者への居場所の提供及び相談の実施方法が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	× 2	10	
		ウ 将来の進路の幅を広げるための支援について具体的で実効性があるか	5・4・3・2・0	× 2	10	
	(3) 情報の収集及び対象者への提供	ア 学習支援、相談支援に関する情報の収集及び対象者への提供が適切であるか	5・4・3・2・0	× 1	5	様式 7-3
イ 対象者のプライバシーへの配慮についての考え方が適切であるか		5・4・3・2・0	× 1	5		

●評価基準

- 5点：特に優れている（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容が特に優れている）
- 4点：優れている（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容が優れている）
- 3点：標準（基準に沿った具体的な提案があり、その提案内容は標準である）
- 2点：十分ではない（基準に沿った具体的な提案がある程度あるが、その提案内容が十分ではない）
- 0点：不十分である（基準に沿った具体的な提案が十分でなく、その提案内容も不十分である）

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	評価基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料	
4 事業実施体制	事業実施体制が具体的で適切であるか					60	
	(1) 職員の確保や配置	ア コーディネーターの人材確保や配置の考え方について具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	様式8-1
		イ サブコーディネーターの人材確保や配置の考え方について具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	
	(2) 職員の役割と業務	ア コーディネーターの役割や業務について具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	様式8-2
		イ サブコーディネーターの役割や業務について具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	
	(3) アシスタントの人材確保や配置	アシスタントの人材確保や配置、役割の考え方が具体的で適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	様式8-3
(4) 職員、アシスタントの育成・研修	職員やアシスタントの育成・研修計画が優れているか	5・4・3・2・0	×2		10		
5 管理運営体制	事業実施における管理運営の考え方や実態が優れているか					50	
	(1) 区役所との連携	区役所との連携、情報共有に対する考え方が適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	様式9
	(2) 利用者からの苦情処理体制	利用者の意見、要望の把握、苦情等に対する対処方法が優れているか	5・4・3・2・0	×2		10	
	(3) 個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する考え方、情報の管理方法、職員、アシスタントへの研修内容が、具体的かつ適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	
	(4) リスクマネジメント	事故防止、事故発生時等のリスクマネジメントについての考え方及び計画内容が適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	
	(5) 新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルス感染防止対策が適切であるか	5・4・3・2・0	×2		10	
6 収支予算	収支予算が妥当であるか					5	
	(1) 収支予算の妥当性	業務実施内容や実施体制に対して適切な収支予算となっているか	5・4・3・2・0	×1		5	様式10